

インボイス研修会 1

税理士法人タクト 税理士 小松忠孝
令和3年10月

目次

- ①インボイス制度とは
- ②登録申請について
- ③売り手側の対応

①インボイス制度とは

インボイス制度の内容

令和5年10月1日から、売手側は買手側に対して、一定の事項を記載した請求書・領収書（適格請求書等＝インボイス）を発行しなければならないこと。

一方で、買手側は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である事業者から交付を受けたインボイスの保存しなければならないこと。

*仕入税額控除については、インボイス研修会2で詳細を説明します。

一定の事項とは

- ①発行事業者の名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容
- ④税率ごとと価額（税抜又は税込）及び適用税率
- ⑤税率ごとと消費税額
- ⑥書類受領者の名称（スーパー等の領収書等は省略可）

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書

〇〇株式会社 株式会社

●年■月分

■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛肉 ※	5,400円
	：	
	合計	43,600円
	(10%対象)	22,000円
	(8%対象)	21,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス> 令和5年10月~

請求書

〇〇株式会社 株式会社(1234...)

●年■月分

■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛肉 ※	5,400円
	：	
	合計	43,600円
	10%対象	22,000円 内税 2,000円
	8%対象	21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 税率ごとに区分した消費税額等

②登録申請について

適格請求書発行事業者（登録事業者）となるためには、適格請求書発行事業者の登録申請書を納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

令和5年10月1日（インボイス制度開始日）から登録を受けるためには、令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間に登録申請書を提出する必要があります。

令和5年10月1日から
「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書
（インボイス）を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

①説明

令和 年 月 日

浜松市東区有玉南町2372-1

税理士法人 タクト

適格請求書等保存方式 説明確認書

令和5年10月1日より開始が予定されている適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、当事務所より下記の内容について説明を受けたことを確認します。

適格請求書等保存方式の制度内容

登録事業者の登録・登録番号について

仕入税額控除について（帳簿・書類の保存等）

自身が免税事業者である場合の注意点

取引先が免税事業者である場合の注意点

「Q&A消費税インボイス制度 開始に向けて準備すべきことは？」の資料配布及び説明

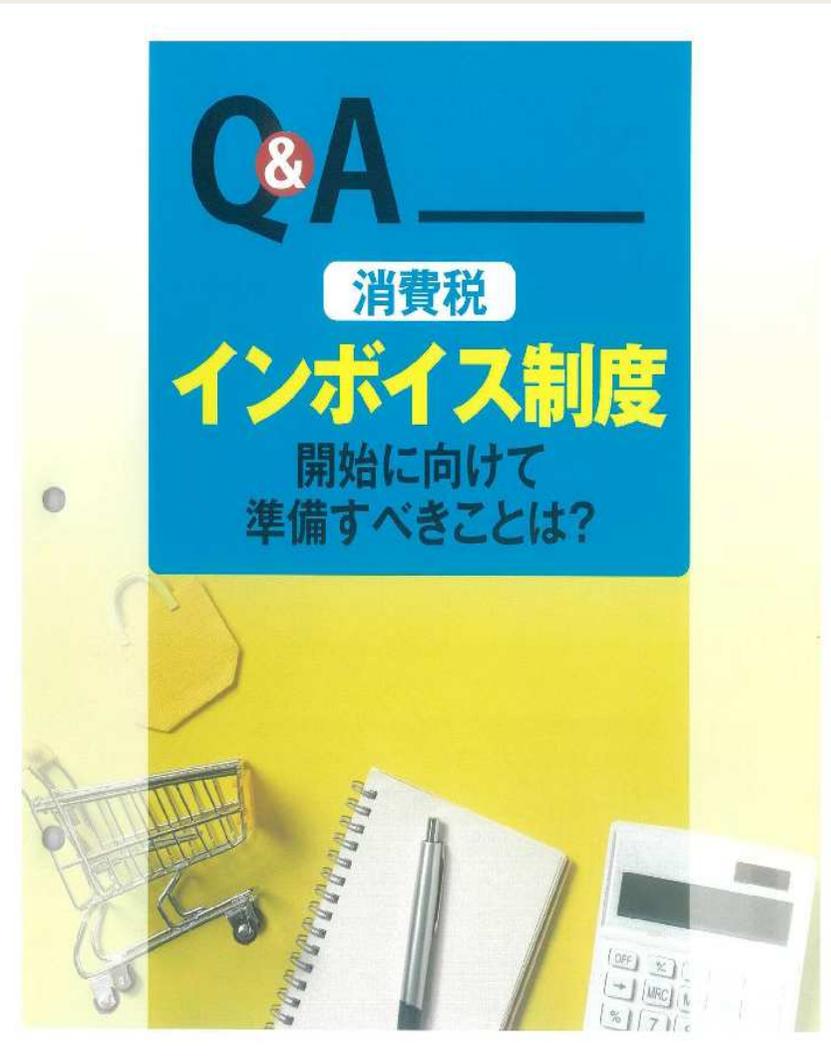
令和 年 月 日

住所

会社名

代表者名

印



②登録

令和 年 月 日

浜松市東区有玉南町2372-1

税理士法人 タクト

適格請求書発行事業者 登録申請確認書

「適格請求書発行事業者の登録申請書」を国税電子申告システム（e-TAX）により提出することに同意します。

令和 年 月 日

住所

会社名

代表者名

印

当事務所では、令和3年10月以降に、巡回監査担当者が訪問の際、インボイス制度の説明を行い、当事務所より適格請求書発行事業者の登録申請書を提出します。

③売り手側（請求書発行）の対応

売り手側の4つの義務

1 適格請求書の交付義務

2 適格返還請求書の交付義務

売上にかかる対価の返還等（値引き・返品・割戻など）を行った場合には、返還等について適格返還請求書を交付しなければなりません。

3 修正した適格請求書の交付義務

交付した適格請求書に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付しなければなりません。

4 写しの保存の義務

適格請求書の記載に当たっての留意点

1 端数処理の計算

適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。（つまり一取引ごとに消費税額を計算し、端数処理することはできない。）

【例①：認められる例】

請求書				
〇〇(株) 御中			〇年〇月〇日	
※は軽減税率対象			(株)△△ (T123...)	
請求金額			60,197円 (税込)	
品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	-
ピーマン ※	197	67	13,199	-
花	57	77	4,389	-
花鉢	57	417	23,769	-
8%対象計			27,060	2,164
10%対象計			28,158	2,815

《計算例》

- 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 - 8%対象：27,060円 (税抜き)
 - 10%対象：28,158円 (税抜き)
 - それぞれ、消費税額を計算 (税率ごとに端数処理1回ずつ)
 - 8%対象：27,060×8 / 100=2,164.8→2,164円
 - 10%対象：28,158×10 / 100=2,815.8→2,815円
- ⇒ 適格請求書の記載事項として認められる。

【例②：認められない例】

請求書				
〇〇(株) 御中			〇年〇月〇日	
※は軽減税率対象			(株)△△ (T123...)	
請求金額			60,195円 (税込)	
品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
花鉢	57	417	23,769	2,376
8%対象計			27,060	2,163
10%対象計			28,158	2,814

《計算例》

- 個々の商品ごとに消費税額を計算 (その都度端数処理)
- 計算した消費税額を、税率ごとに合計
 - ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、適格請求書の記載事項としては認められない。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

2 複数の書類による対応

適格請求書は、一の書類のみですべての記載事項を満たす必要はありません。
 例えば、請求書と納品書の2枚で適格請求書の記載事項を満たしている場合には、その2枚で適格請求書とすることが可能です。

Point 複数の書類による対応

○ 適格請求書とは、一定の記載事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみですべての記載事項を満たす必要はありません。

○ 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

請求書

⑥ (株)〇〇御中 XX年11月1日

② 10月分(10/1~10/31) 109,200円(税込)

納品書番号	金額
No.0011	11,960円
No.0012	7,640円
No.0013	9,800円

④ 合計 109,200円(消費税9,200円)

税率	金額	消費税
10%対象	66,000円	消費税込6,000円
8%対象	43,200円	消費税込3,200円

⑤ ① (株)〇〇御中
登録番号 T012345...

納品書番号
(関連の明確化)

納品No.0013 (株)〇〇御中

納品No.0012 (株)〇〇御中 △△商事(株)

納品No.0011 (株)〇〇御中 △△商事(株)

下記の商品を納品いたします。
XX年10月1日

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

③ ※印は軽減税率対象商品

記載事項

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
② 取引年月日	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)	⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

まとめ

①

令和5年10月1日から、売上・仕入・経費にかかる請求書等は一定事項（特に登録番号）を付す（付されている）必要がある。

②

令和5年3月31日までに登録事業者となるための申請書を税務署に提出する必要がある。ただし、**タクトより顧問先様へ説明の上代理で提出します。**

③

インボイス制度に対応するために、使用している会計ソフト・請求書ソフト・レジシステム等がインボイス制度に対応し得る仕様が、事前に確認する必要がある。

お疲れさまでした。 インボイス研修会2へ続く

参考資料

国税庁 適格請求書等保存方式の概要（令和2年6月）

TKC事務所通信 消費税インボイス制度特集号

税理士渡辺章著 インボイス導入で変わる消費税実務（ぎょうせい）